

飼い主の責任 犬の飼い方について

① 犬を飼う時

○ 犬を購入または譲り受けた場合

- ・犬の本能、習性および犬種による飼い方や犬の病気についてペットショップなどで十分な説明を受けましょう。
- ・犬にとって必要な訓練などを受けさせましょう。
- ・かかりつけの動物病院を探しましょう。



放し飼いはしないでください

○ 飼い主のマナーについて

- ・本市では4月から「ぽい捨て等防止条例」が制定されました。飼い主の責任として、糞は持ち帰り始末してください。
- ・放し飼いは、やめてください。法令に違反しています。
- ・鳴き声は、ご近所の方に迷惑をかけているかもしれません。きちんとしつけを行い、ご近所への気配りをお願いします。



糞の後始末をしてください

② 犬を飼い始めたら必要な手続きを忘れずに

○ 犬の登録と狂犬病の予防注射

- ・犬が生後90日を過ぎたら、登録と狂犬病の予防注射を受けることが義務づけられています。
- ・動物病院では、いつでも登録と予防注射を受けることができます。
- ・登録のみの場合は、保健所または小動物管理センターで受付をしています。

○ 犬の登録内容に変更がある場合

○ 犬が転出する場合（金沢市外へ）

- ・犬の飼い主の方は、転入先自治体の犬を登録する担当課に「犬の鑑札」などを提出して手続きをしてください。
- ・金沢市での転出の手続きは不要です。



○ 犬が転入する場合（金沢市内へ）

- ・犬の飼い主の方は、転出した自治体で交付された「犬の鑑札」や「狂犬病予防注射の案内はがき」を持参して、保健所衛生指導課または小動物管理センターで手続きをしてください。
- ・次年度より狂犬病予防注射の案内はがきを郵送します。

○ その他の登録内容に変更がある場合

- ・飼い主の変更、金沢市内での住所の異動、犬の死亡については届出が必要です。
- ・狂犬病予防注射の案内はがきに「変更届」、「死亡届」の用紙が添付されていますので、そちらに記入し郵送していただいても結構です。

回										
覧										